

経済セミナー

No.649

8・9
2009

THE KEIZAI SEMINAR

上野千鶴子 × 中西正司 × 松井彰彦

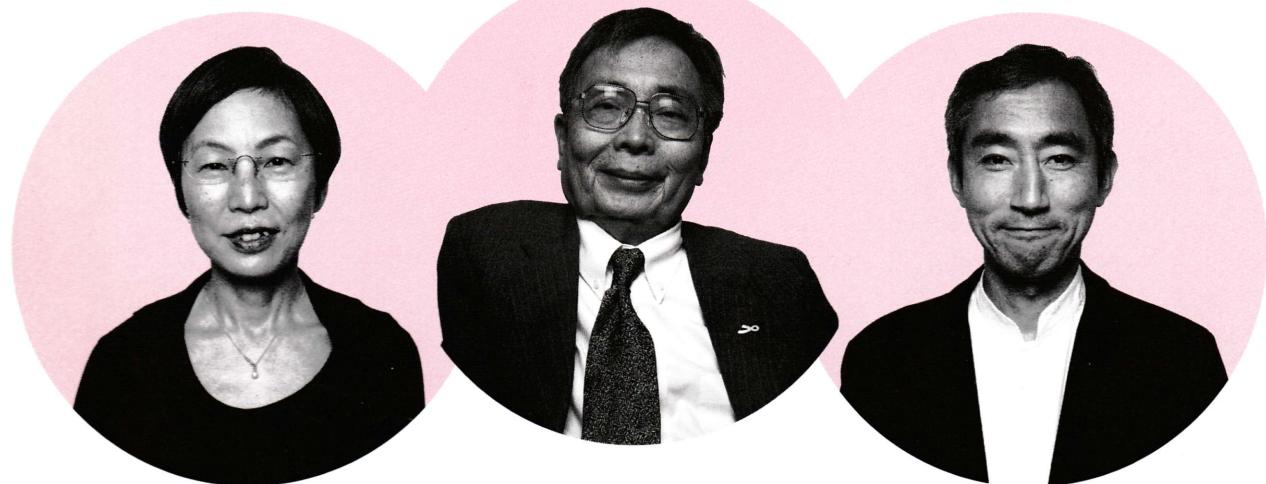
Chizuko Ueno

Shoji Nakanishi

Akihiko Matsui

鼎談

「当事者主権」で変わる社会



特集

「福祉」を
本気で考える

みんなが住みやすい社会へ

「ふつう」の人の国の福祉制度とステイグマ
松井彰彦

意思決定問題と障害者
川越敏司

経済学から考える生活保護制度
鈴木亘

高齢者が暮らしやすい生活空間とは
野口晴子

長期疾患者の働き方——がん患者の就労支援
桜井なおみ

里親運動の実践から考えること
米沢普子

新しい時代の家族の在り方
中島隆信

「ソフトな予算制約と世界金融危機 ある東欧研究者からの警告」

ハーヴァード大学名誉教授・ハンガリー科学アカデミー会員

コルナイ・ヤーノシュ

Kornai János

破綻の脅威がないなかで、企業の意思決定者はどのように行動するのか？

国家による規制強化は、資本主義経済に社会主義的な要素を取り入れるものなのか？

ソフトな予算制約の理論を提唱したコルナイ・ヤーノシュ教授による、

世界金融危機についての一考察を紹介する。

はじめに

現在の金融危機に関する議論の中で、一つの重大な懸念が、再三にわたって表明されている。それは、国家による介入は、資本主義経済に幾ばくかの社会主義的な要素をひそかに取り入れるものだという点である。社会主義を何十年も内側から考察してきた一経済研究者として、私がこの小論を通じて取り上げたい論点は、このことに他ならない。本稿の主題は、旧社会主義諸国ではなく、むしろ世界のそれ以外の国々に向けられている。私は、これらの国々の状況を、社会主義を直に体験した者として、検討してみたい。

1 ソフトな予算制約とは何か

遡ること41年、1968年に私の祖国ハンガリーでは、社会主義経済体制に「市場社会主義」を移植しようとする試みが始まった。そこでは、国有企业の責任者たちが利潤を増やすように強いられた。これら企業経営者は、もし自分たちの会社が利益を出すことができるのであれば、その分け前にあずかることができるから、しっかり働くであろうと考えられた。その一方、もし企業が損失を被り、債務を負うことになったとしても、心配する理由はほとんどなかった。なぜなら、ほほどのような場合でも、なんらかの救済策が用意されていたからである。たとえば、国家財政からの援助措置が発動されるかもしれないし、はたまた国有銀行が、融資返済を迫ることもなく、追加信用を供与してくれるかもしれないからである。もちろん、損失

や負債の発生は決して好ましいことではなかった。しかしながらそれは、企業にとって存続にかかる問題ではなかった。経営者たちは、過去に繰り返された救済措置の経験に基づいて、多かれ少なかれ自分たちの企業は生き残れるであろうと踏んでいたのである。利潤動機がかなり強調されたにもかかわらず、実際には、インセンティヴは、依然としてかなり弱いものに止まった。実際、破産の脅威が一切ないのであれば、どのような理由で、経費削減や技術革新について頭を悩ませる必要があるのであろうか？ 企業の財務状態が、当該企業の支出、借入、または事業拡大に対して、真の制約条件として機能しなかったのである。このような状況こそが、当時、私が「ソフトな予算制約」(soft budget constraint)と形容した状態に他ならない。

予算制約のソフトさが、深刻な財務状況に陥った企業が救済される一つ一つのケースに対して必ず当てはまるわけではない。そうではなくて、ソフトな予算制約という病理的現象(シンドローム)は、もし、そのような救済措置がしばしば発動され、そしてもし、企業経営者が救済されることを期待し始めるのであれば、その時に発生するのである。つまり、ここでわれわれは、企業の意思決定者の行動に強く影響するその心の中の期待という精神的な現象に直面するのである。

●著者紹介

1928年ハンガリー、ブダペスト生まれの経済学者。元ハーバード大学教授。近著に『コルナイ・ヤーノシュ自伝』(盛田常夫訳、日本評論社)がある。

問題を簡単化するために、しばしば、ソフトな予算制約とハードな予算制約との間で対比がなされる。現実には、これら両極端の間に、さまざまな程度の予算制約が存在している。実際、企業の意思決定者が感じている予算制約は、救済の可能性に関する主観的な認識に基づいて、非常にソフトか、ややソフトか、それとも非常にハードなのかもしれないである。

ソフトな予算制約シンドロームには、保険論で知られているモラルハザード現象が含まれている。しかし、社会プロセスや複雑な経済メカニズムを記述する上で、ソフトな予算制約の理論は、モラルハザード論よりもより完全で豊富な内容をもっている。それは、保険者からの補償を期待できるという理由で、ダメージの回避以上のことをしないある企業の意思決定者の調査をただ必要とするものではない。ソフトな予算制約の分析装置には、モチベーション、行動、そして企業、国家機関、金融制度および政治家たち、すなわち役割を果たす者たちすべての多様性の中での相互効果を対象とした、より深くかつより包括的な考察が必要なのである。ソフトな予算制約シンドロームは、無責任とリスク軽視の考えを醸成し、企業経営者らの間に過度な投資願望と規模拡大への道を開いてしまったのである。そして、このことが、金融上の諸問題をより頻繁にもたらし、救済要求をより執拗なものとした。言い換れば、予算制約をソフト化したのである。すなわち、ソフトな予算制約シンドロームは、自己誘導的・自己増強的なプロセスなのである。

2 資本主義の発展と ソフトな予算制約

初めてソフトな予算制約という問題を取り上げた時、私は、古典的な資本主義企業に対するハードな予算制約との対比において、社会主義企業に典型的な予算制約のソフトさを強調した。資本主義企業の意思決定者は、自分たちが独立で企業を経営しなければならないと感じている。慢性的な損失や雪だるま式に増加する負債に直面しても、彼らは、いかなる援助も期待することはできない。そして、その顛末は、市場からの退出という形で終止符が打たれるであろう。しかし、初期の著作

活動においてすでに私は、ソフトな予算制約シンドロームは、社会主義経済の構造により深くより広く浸透したけれども、私的所有に基づく市場経済においてもまた出現し得るという点に警告を発した。このとき以来、ソフトな予算制約の理論は、多くの研究者によって、他種多様な経済問題に適用されている。そしてこのことは、ソフトな予算制約という問題は、社会主義体制という境界を越えて考察されるべきものであることを、如実に物語っているのである。

ここで、資本主義の黎明期にしばし立ち返ってみることにしよう。当時、支払い不能な債務者は、「負債者監獄」という脅威に晒されていた。つまり、資本主義初期における事業の失敗は、それが破産者の評判を台無しにすることから、その物質的な打撃以上に致命的なものだったのである。当時の予算制約は、この意味で、全くもってハードであった。損失と負債がもたらす危険な結末は、企業家たちをきわめて慎重にさせたのである。

ところが、所有関係と信用制度の歴史的な発展が、次第に本質的な変化をここにもたらした。有限責任原則が合法化され、この新たな経済原則に立脚した株式会社が出現したのである。この時、同時に、意思決定者らの物質的・道徳的立場と企業の財務状態との間の従来の緊密な関係が弛緩した。

所有と経営が分離された結果、個々人の運命、すなわち実際に実務上の意思決定を行う経営者の収入や評判等といったことと、彼らの企業の財務的命運との関係が弱められた。その後になされた事業破綻に関する法制化は、加速的な負債の増加に陥った企業に対するいくつかの保護措置を提供了。これらの変化およびここでは述べないがその他諸々の出来事が、じりじりと予算制約のソフト化を推し進めたのである。無論、資本主義体制下の予算制約は、社会主義体制下ほどにソフトなわけでは決してなかった。だが、予算制約のソフト化は、その後数世紀にわたって認められる傾向ではあった。黎明期の資本主義は、事業の成功に十分に報いた一方、失敗には激しく罰を与えた。時代が過ぎるにつれて、報酬額は維持されただけではなく、いくつかの国々では劇的に増加し、その一方で処罰は軽くなつた。こうした報酬と処罰の不均衡な変化が、効率性や変化への適応を追求

するという、企業にとってのインセンティヴを弱めてしまった。そして、そのことが、借入、投資、並びに事業拡大に対する無責任な決定を助長しているのである。

3 ソフトな予算制約と世界金融危機

以上に述べた歴史的見解は、現在のグローバルな金融危機を分析する際に心に留めておくに値するものである。ソフトな予算制約シンドromeの蔓延は、危機の原因であると同時に結果でもある。私は、ソフトな予算制約だけが、昨今の金融危機の原因であると言うつもりはない。なぜなら、危機に至る状況は、さまざまな要因の複合によって引き起こされたものだからである。それでも私は、予算制約のソフト化が危機の主因の一つであると断固主張する。一般的な予算制約のソフト化傾向は、過去10年か20年にわたる継続的な緊急救済措置によって、米国やその他の国々において次第に強化してきた。^{ショーチェンガン}たとえば、許成鋼博士をはじめとする数名の経済学者は、東アジアにおける危機とそれに先立つ救済措置との間の密接な関係を何年も指摘し続けている。しかし、このような警告は散発的で、ほとんど注目されないまま消え去ってしまった。

読者に思い出していただくために、ここで、過去になされたいくつかの救済措置に関する歴史年表を示しておこう（付表参照）。

私がこれまでに述べてきたことは、（後にその問題に立ち返るつもりではあるが）推奨する勧告のリストではない。すなわち、それは予測であって、処方箋ではない。また、将来の救済活動の規模と頻度がどの程度のものとなるのかを正確に言い当てるものでもない。しかしながら、世界規模で実行されている救済キャンペーンが、これまでのいかなるキャンペーンよりも、確実に広範かつ大規模なものとなるであろうことは言える。したがって、好むと好まざるとにかかわらず、予算制約のソフト化傾向は持続するであろうし、強化されるであろう。また、財界のリーダーたちの、もし彼らが困難に陥ったなら救済されるであろうという期待も増大し、より確信に満ちたものとなるであろう。同様にして、地方政府の指導者らも、自らの予算制約のソフト化を経験している。銀行

および他の金融機関も、彼らの生き残りが保証されるであろうことを、ことさら確信するようになるだろう。さらに、産業界において重要な地位にあるか、ないしは、救済措置を決定する政治家たちと良好な関係にある赤字続きまたは債務超過状態にある非金融企業にも、救済に対する見通しが生まれることであろう。銀行の救済措置は、そのほとんどの場合、債務を支払うことができない企業の救済を間接的に含意しているからである。

4 社会主義革命の危険はあるか？

将来予想から経済政策の実際問題へと話題を転じる前に、ここで、しばし冒頭で触れた問題に立ち戻ることにしよう。これまで一度たりとも社会主義体制の下に置かれたことのなかった国々の一部は、実際に社会主義へと向かっているのであろうか？ その答えは、単純にイエスでも、またノーでもない。

資本主義は、成長の有機的なプロセスに従って、前資本主義的な社会環境の中で徐々に発展してきた。資本主義的形態が経済を支配するようになるにつれて、財界の政治への影響力も増大した。他方、社会主義は、帝政ロシアもしくは第二次世界大戦後の中国の社会構造へ徐々に浸透したわけではなかった。共産党は、歴史的に特殊な条件の下で政治権力を掌握し、国家機構を制御し、そして國家の力によって社会に社会主義経済体制を押し付けることが可能であった。社会主義体制の発展は、資本主義のそれとは異なり、経済ではなく、政治的領域で始まったのである。

今後、多くの救済措置がなされるかもしれないし、予算制約も一層ソフト化するかもしれないが、それでもなお、以上の意味における社会主義への回帰という危険は、まずないと言える。このことは大変重要な点である。民主主義が根付いた米国、西欧、あるいはその他先進諸国において、そのような懸念を提起することに意味はない。一般大衆の不満が、より平静で繁栄していた時代よりも、より強くなり、そしてますます広範に行き渡る時が来るかもしれない。しかし、自らの目を晦ましている救い難い革命主義者たちだけが、一般大衆の不満が国家体制の根底を揺るがすことができる信じているに過ぎない。そのような予測は、共

付表 先進諸国における大規模な公的救済措置の事例（1980～2008年）

年	国	金融部門	非金融部門
1980	米国	ファースト・ベンシルバニア銀行、相互貯蓄銀行	クライスラー社
1981	オランダ	モーゲージバンク：WUH、FGH	
1982	イタリア	アンブロシアーノ銀行	
1983	米国	債務危機期の銀行破産	
1984	米国	コンチネンタル・イリノイ銀行	材木業
1989	米国	貯蓄貸付組合危機	
1992	スウェーデン	スウェーデン銀行危機	
1993	フランス	リヨネーズ・ド・バンク	
	日本	日本の銀行危機	
1994	メキシコ	メキシコ危機	
1995	英国／フランス		ユーロトンネル社
1996	フランス	フランス不動産銀行、CIC、GAN	
	イタリア	バンコ・ディ・ナポリ	
1997	東アジア	東アジア危機	
1998	ロシア	ロシア危機	
	米国	ロングタームキャピタルマネジメント：LTCM	
1999	オーストリア	ブルゲンラント銀行	
	ブラジル	ブラジル危機	
2000	タイ	クルングタイ銀行	
2001	アルゼンチン	アルゼンチン危機	
	ドイツ		フィリップ・ホルツマン社（建設会社）
	米国		航空業
	トルコ	トルコ危機	
2002	イタリア		フィアット（Iveco）
	英国		レールトラック
2003	フランス		アルストム（重電メーカー）
2004	フランス		ブル社（IT企業）
	ドイツ	ベルリン州立銀行	
2005	フランス		フランス国立印刷局
2006	オーストリア	オーストリア労働経済郵便銀行	
2007	ドイツ	ドイツ産業銀行、ザクセン州立銀行	
	英国	ノーザン・ロック	
2008	ベルギー	フォルティス、デクシア、KBCグループ	
	フランス	デクシア、クレディ・アグリコル、ソシエテ・ジェネラル、BNPパリバ	
	ドイツ	ウェスト州立銀行、ドイツ産業銀行、バイエルン州立銀行、コメルツ銀行、ハイポ・リアル・エステート	
	アイルランド	アイルランド銀行、アライド・アイリッシュ	
	ルクセンブルク	フォルティス、デクシア	
	オランダ	フォルティス、INGグループ	
	スイス	(UBS)	
	英国	ロイズTSBグループ、HBOS、RBS	
	米国	AIG、バンク・オブ・アメリカ、ベアー・スターンズ、シティグループ、ゴールドマン・サックス、ウェルズ・ファーゴ他、10億ドル以上の支援を受けた25機関	クライスラー社、ゼネラル・モーターズ社

産主義体制の歴史に対する理解のなさを露呈しているのである。

他方で、革命の危険は、民主主義が欠如しているか、もしくは民主主義が深く根付いていない国々においては脅威となっている。それは、社会主義体制の下で生きるということが如何なるものであるかを国民が知らず、影響力のある政治家や知識人らが社会主義に関してナイーヴな思想を持っている国々に対してとくに当てはまる。大衆の不満は、急激な社会変動や、社会主義者による権力奪取から導くかもしれない。こうした事態は、おそらくラテンアメリカのいくつかの国々や、その他のどこかで起こり得ることである。そして、実際に革命の危険が脅威となっている国々では、政策当局や財界が、将来の効率性や経済的成功の幾つかを犠牲にしてでも、不満の原因の緩和をよしとするであろう。これら脅威に晒された地域は、拙速な予算制約のハード化が試みられるべきところではない。

ここで、発展した民主主義国家に目を戻そう。これらの国々は、社会主義体制の導入を恐れる必要はない。すなわち、私は、現存する政治組織の暴力的征服はまったくありそうにないと見ている。ただし、社会主義体制の主要な特質の中には、資本主義体制の下に現出し、強固になる可能性はあるとも考えている。その意味においてのみ、発展した民主主義諸国では、社会主義、または社会主義から資本主義への移行期に典型的であった予算制約のソフト化が、私の財産権を基盤とする市場経済にも現れ、強化されることがあり得るし、今後もあり続けるであろう。

5 ソフトな予算制約の治療法

これまでの記述的分析や予測から導かれないことは、次のような単純かつ規範的な声明である。すなわち、救済を終わらせ、いかなる代償を払ってでも予算制約をハード化せよ、ということである。ラリー・サマーズ氏は、ある論説の中で、「モラルハザード原理主義者」に対抗したが、私は彼に賛同する。本稿における私の意図とは、かかる原理主義者らの説法を伝道することではない。他方で私自身は、このような状況下で危機を乗り切ることができないあらゆる銀行、金融機関および

企業は、破綻から免れなくてはならないと唱道する人々からも、かなり距離を置いている。また私は、この場において、どの金融機関や企業が、どのような状況下でなら救済されるべきであるかを言明するつもりもない。その代わりに、いくつかの覚書と観察を述べておくことにしよう。

現在の金融危機とその対処に関心を集中すべきであるが、社会主義と資本主義を比較したり、資本主義の何世紀にもわたる歴史に関して一考するのは有益である。

第1に、私は政策決定者ではない。私の研究者として分析者としての仕事は、医療コンサルタントの職務に似ている。なすべき診断と試してみるべき可能な治療方法が存在している。ソフトな予算制約シンドロームは、完全に治すことのできない病気と似ている。患者には告知されるべきである。しかし、病気とともに生き、その結果を和らげることは可能である。いくつかの治療法が考えられる場合、医師は、その効果と副作用を列挙して、各々の代替的な治療の効果を、正確に患者へ伝える義務がある。しかし、その義務は、救済の効果と国家の経済的介入に関して一方的な説明をしようとする経済学者には回避されている。

幻想を助長する経済学的見解が広まっている。それは、回復のチャンスを持たない患者に対して完治を約束する医者のようなものである。こうした奇跡的な期待は、規制にすべてを託すことから始まる。すべての問題が、規制が緩められたという理由から生じたと言うのは真実ではないが、ただし、規制緩和は重大な要因の一つであった。その一方、より厳しい規制が、予算制約のソフト化や、信用に対する過度な渴望、無責任なリスクの引き受け、そして事業拡大への突進に帰着することを防ぐこともできなかった。最善な規制ですらも、適切に積極的または消極的、報酬的ないし处罚的なインセンティヴの埋め合わせにはならないということは、社会主義の経験によって、とくに社会主義後期の洗練された局面において示された事実である。社会主義時代に指令（計画）経済の下で日々を過ごした人々は、非常に巧妙な規制ですら逃れることができることを学んだ。いかなる規制のトリックもすぐにかわされる。ハンガリーは、規則を回避する能力を持った多くの人々を外国に輸出することができた。ある治療の

手段として、より良い規制が必要であるのは明らかである。しかし、規制に対する過度の期待は禁物なのである。

第2に、私は、議論が客観性に乏しいことを意識している。救済について（正当であると認められる）議論をしている人々は、単にそれらの必要性と有益性について述べているだけで、私がこの小論の中で述べてきた不利益な効果については何も語っていない。私が例として挙げた医師は、深刻な炎症を伴う患者に対してステロイド治療を推奨する際に果たすべき義務を持っている。すなわち、療養期間が長期に及ぶに従って、副作用がひどくなる治療に関する数多くの危険性を指摘することである。しかし、医師は、それにもかかわらずステロイド治療を推奨するかもしれない。われわれ経済学者にも同じことが求められているのである。

第3に、議論は、政治的・イデオロギー的な分断によって助長されている。左派あるいは右派、保守もしくはリベラル、共和党ないしは民主党は、これらの根底にある多くのスタンスに関して、彼らが留意する対立点がどれであるのか、そしてどれを聞こうとしないのか、ということを前もって決めている。

第4に、私は、ますます頻繁に実施されている救済措置体系の詳細を熟知しているわけではないが、しかし、それらがある欠点を共有していると感じている。すなわち、これら救済措置は、企業や金融機関に財務上の困難をもたらした責任者に対して、重い個人的代償を支払わせるという原則を適用してはいない。もし、予算制約が実際にハードでないならば、つまり、もし「勝者は利益を得る一方、敗者は損失を被る」という原則が、もはや当然のように当てはまらないならば、われわれは、少なくとも、その効果をある程度シミュレートしてみるべきである。銀行あるいは企業に問

題をもたらした犯人たちは、十分すぎるほどの報酬をその後も受け取り続けるべきではないし、彼らの評判が十分傷つけられることなしに、他の銀行や企業からの似たような気前の良い報酬を見いだしたとしても、公然と受け取るべきではない。米国や仏国では、いくつかのケースで、こうした方向での策が講じられているが、それらは、時折起る例外と見なされるに過ぎない。こうしたセンセーショナルなエピソードは、巨額のボーナスを支払うという不快な横柄さをむしろ妨げるべきであった。しかし、不祥事の責任者は、好調時に利益を共有したのと同様に、銀行あるいは企業の損失を個人的に共有すべきであるという提案は、未だ一つもなされてはいないのである。

おわりに

社会主義に係わる重大な問題の一つは、経済エリートのキャリアが、昇進したのであれ、失脚したのであれ、彼らの経済的業績ではなく、人脈や政治的貢献によるものであった、ということである。われわれは、市場経済に一層広がりつつある社会主義のこの熟知された側面に目を向けることを決して諦めてはならない。司法手続、立法措置、役人や国家規制当局の干渉は、経済成果の良し悪しや、経営者のキャリアにおける成功と失敗との間の緊密な結びつきを確固たるものとしなければならない。より厳しい行動規範が、財界人、専門機関、共同体、そして世論を形成するマスコミに課せられる必要がある。それは、予算制約のソフト化を完全に排除してしまうものではないが、それがもたらす副作用のダメージをより小さくするであろう。

一橋大学経済研究所ロシア研究センター・岩崎一郎・
佐藤嘉寿子／訳、久保庭真彰／監修